

広島県避難所開設・運営訓練手引き
「地域の災害リスクと避難先」教材

地域の避難先 について

指定緊急避難場所と指定避難所 について

「避難場所」と「避難所」の違い
わかりますか？



指定緊急避難場所を示す記号



指定避難所を示す記号

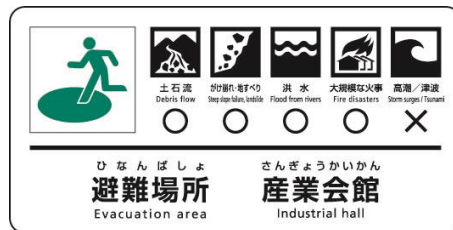
- 参加者の皆さんに、「避難場所」と「避難所」の違いを知っているかどうか、問いかけましょう。
- 2～3人ほど、意見を聞いてみましょう。

※ご存じない人が多いので、知らなくても恥ずかしくないことを伝え、フォローしましょう。

指定緊急避難場所について

4

- 指定緊急避難場所とは、切迫した災害の危険から命を守るために、**一時的に避難し、「いのちを守る」ための施設または場所**
- **避難者が長期間滞在することは、想定されていません**
- **災害種別に応じて、安全を確保できる場所**



指定緊急避難場所 図記号例
(出典：『平成28年版消防白書』)

<災害種別図記号>	
災害種別	JIS制定された災害種別図記号
津波	津波・高潮 (従来の図記号と注冊一級図記号も作成)
高潮	
洪水	洪水
内水氾濫	内水氾濫
崖崩れ 土石流 地滑り	崖崩れ 地滑り 土石流
大規模な火事	大規模な火事
地震	起きる災害(津波、大規模な火事等)でカバー
火山	シミュレーションなどに避難するため、それらの図記号は実施

【説明内容】

- **指定緊急避難場所は、「一時的に避難し、いのちを守るための」施設、または場所** のことです。
- 長期間の滞在は想定されておらず、あくまでも、一時的に避難する場所であることを覚えておきましょう。
- また、指定緊急避難場所は災害の種別に応じて設定されており、どのような災害のときに指定緊急避難場所として活用できるのか、確認しておく必要があります。
- なお、地震については、地震によって発生する津波や火災、地すべり等を想定した避難が必要であるから、地震についての図記号は設けられていません。
- 災害種別に応じて、適切に避難できるよう、どこに避難場所があるか、あらかじめ確認しておきましょう。

- 指定避難所とは、避難のため自宅から立退きを行った避難者が、**一定期間、「暮らしをつなぐ」ための施設**
- **災害種別に応じて、開設するかどうか等を定めている**場合がある
- 指定避難所は、**指定緊急避難場所を兼ねる**場合もある

小学校区	施設名			備考
	土砂災害	洪水	高潮	
福木	福木小学校	-	-	
温品	温品小学校	-	-	
上温品	上温品集会所	-	-	
戸坂	戸坂小学校	-	-	
戸坂城山	戸坂城山小学校	-	-	土砂災害の場合、西側校舎を使用
東浄	東浄小学校	-	-	
中山	中山小学校	-	中山小学校	
牛田新町	牛田新町小学校	-	-	
早稲田	早稲田集会所	-	-	
牛田	牛田小学校	-	-	洪水の場合、2階以上を使用
尾長	尾長小学校	-	-	洪水の場合、2階以上を使用 高潮の場合、2階以上を使用
矢野	矢野(矢野中央)集会所	-	-	洪水の場合、2階以上を使用 高潮の場合、2階以上を使用

広島市東区の指定避難所

(出典：広島市HP <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17834.html>)

【説明内容】

- 指定避難所は、災害のため、自宅で生活ができなくなった避難者が、「一定期間、暮らしをつなぐための施設」のことで、
- 指定避難所は災害の種別に応じて、開設されるかどうか指定されている場合があります。
- 表をご覧ください。「施設名」の下に、「土砂災害」「洪水」「高潮」と表記されており、災害種別に応じて、どこの避難所が開設されるかが示されています。
- また、開設される場合に、「施設の2階以上を使う」「施設の西側校舎を使う」などの条件も指定されていることもあります。
- 表をご覧ください。「備考」の欄に、「土砂災害の場合、西側校舎を使用」とか、「洪水の場合、2階以上を使用」というように、使用の条件が示されています。
- どういう災害のときに、指定避難所としてどの避難所が開設されるのか、どういう条件で開設されるのかを、あらかじめ確認しておき、適切に避難できるようにしましょう。
- 指定避難所は、指定緊急避難場所と同じ場所の場合もありますので、こちらも確認しておきましょう。

地震災害と風水害 とるべき行動の違い

- 次に「地震災害」と「風水害」とで、とるべき行動の違いについて説明します。

**「地震災害」と「風水害」の
とるべき行動の違い
わかりますか？**

- 参加者の皆さんに、「地震」のときと、「風水害」のときで、とるべき行動の違いがわかりますか？
- 2～3人ほど、意見を聞いてみましょう。

※ご存じない人が多いので、知らなくても恥ずかしくないことを伝え、フォローしましょう。

**【説明内容】**

- 地震の場合は、災害の発生を予測することは困難です。
- そのため、地震の場合は、災害が発生したあとに、避難行動をとることになります。
- その一方で、風水害の場合は、災害が発生する前に、気象庁から気象情報が発表されたり、自治体から避難情報が発表されたりします。
- そのため、風水害の場合は、災害が発生する前に、避難行動をとることができます。
- 災害発生後に避難する、災害発生前に避難する、というところが、大きな違いになります。



地震災害 とるべき行動

- では、地震による災害が発生した場合のとるべき避難行動を見ていきましょう。



© 株式会社サイエンスクラフト / 平成28年（2016年）熊本地震、益城町周辺にて撮影

【説明内容】

- まずは、地震が発生したらどうなるかを見ていきましょう。
- ご覧いただいている写真は、熊本地震が発生したときの、益城町の様子です。
- 益城町では、4月14日と2日後の4月16日に、最大震度7を観測しました。
- この地震により、益城町だけで、およそ3,000棟、益城町の約28%の家屋が全壊しました。
- 壁が崩れ、屋根も落ちそうになっているのがわかります。

※参考資料『平成28年熊本地震 益城町による対応の検証報告書』



© 株式会社サイエンスラフト / 平成28年（2016年）熊本地震、益城町周辺にて撮影

【説明内容】

- こちらも、熊本地震のときの、益城町の様子です。
- 建物が倒壊しなくても、内部では、壁や天井が落ちたり、棚が倒れたり、置いているものが移動したり散乱したりします。



出典：神戸市「阪神・淡路大震災「1.17の記録」」

【説明内容】

- 地震が発生すると、火災が発生する場合があります。
- こちらは、阪神・淡路大震災のときの、神戸市の様子です。
- 地震直後から火災が発生し、6,965棟の家屋が全焼しました。

※参考資料 神戸市HP

<https://www.city.kobe.lg.jp/a21572/bosai/shobo/hanshinawaji/higai2.html>



出典：仙台市「フォトアーカイブ 東日本大震災 仙台復興のキセキ」

【説明内容】

- また、地震が発生すると、津波が発生する場合があります。
- ご覧いただいているのは、東日本大震災時の、仙台市の様子です。
- 地震発生から数分後に大津波警報が発表され、仙台市には、7mを超える大津波が押し寄せました。

※参考資料 仙台市HP

<https://www.city.sendai.jp/okyutaisaku/shise/daishinsai/higai.html>

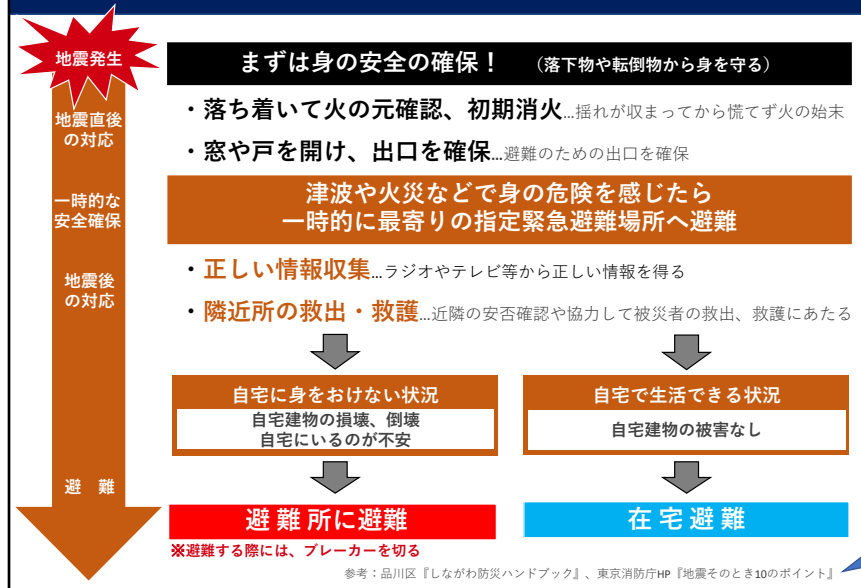


出典：国土交通省『平成28年熊本地震による土砂災害の概要』

【説明内容】

- また、地震が発生すると、土砂災害が発生する場合があります。
- ご覧いただいている写真は、熊本地震時の、南阿蘇村で発生した土砂災害です。
- 南阿蘇村では、4月16日に最大震度6強の地震が発生しました。
- 地震により、山の斜面が崩壊し、死者1名、国道が寸断されるなどの被害が発生しました。

※参考資料 国土交通省『平成28年熊本地震による土砂災害の概要』



【説明内容】

- では、地震発生後は、どのような行動をしたらよいのでしょうか。
- 地震発生直後は、壁が崩れたり、天井が落下したり、棚が倒れたりしますので、まずは、机の下に隠れるなど、身の安全を確保します。
- 揺れがおさまったら、落ち着いて火の元を確認し、避難のための出口を確保します。
- その後、火災や津波、土砂災害等で身の危険を感じたら、指定緊急避難場所へ避難しましょう。
- 安全を確保したら、災害についての情報収集をし、必要に応じて、隣近所の安否確認や救出救護にあたります。
- そして、自宅が生活できない、あるいは自宅にいるのが不安という場合は、避難所に避難します。
- 自宅に被害がなければ、自宅で避難生活を送ります。
- 以上が、地震のときのとるべき行動になります。

※参考資料 品川区『しながわ防災ハンドブック』、東京消防庁HP『地震そのとき10のポイント』

https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/learning/contents/jishin-point/contents01_1.html#beginning

風水害 とるべき行動

- 続いて、風水害時のとるべき行動について説明します。



出典：熊野町「平成30年7月豪雨の検証結果報告書」/三谷川（初神地区）の決壊の様子

【説明内容】

- まずは、大雨による被害状況、いわゆる風水害の状況を見ていきます。
- ご覧いただいているのは、平成30年7月豪雨時の、熊野町の三谷川での護岸の決壊の様子です。
- これにより、下流の田畑や家屋に土砂が流れこみました。



出典：熊野町「平成30年7月豪雨の検証結果報告書」/初神地区の県道の様子

【説明内容】

- 同じく、平成30年7月豪雨時の熊野町の様子です。
- 三谷川の氾濫により、県道も冠水し、通行不能となりました。
- 大したことなさそうに見えても、このような状況で道路を通行すると、足がとられたり、車も流されるなどします。
- また泥水で下の様子が見えないため、何かを踏んでしまったり、マンホールに落ちたりするなど、たいへん危険です。



出典：熊野町「平成30年7月豪雨の検証結果報告書」/大原ハイツの土砂災害の様子

【説明内容】

- こちらは、平成30年7月豪雨時に、熊野町の大原ハイツで発生した土石流の状況です。
- 41棟の家屋が被災し、12名の死者がでました。
- そのほか、団地全体で停電、断水、また電話の断線が発生し、その後の生活に支障がでました。

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報（警戒レベル相当）
5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5相当 ・大雨特別警報 ・氾濫発生情報 ・危険度分布
警戒レベル4までに必ず避難！			
4	危険な場所から 全員避難	避難指示	4相当 ・土砂災害警戒情報 ・高潮特別警報 ・高潮警報 ・氾濫危険情報 ・危険度分布
3	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3相当 ・大雨警報 ・洪水警報 ・高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い） ・氾濫警戒情報 ・危険度分布
2	自らの避難行動を 確認		2相当 ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報 ・氾濫注意情報 ・危険度分布
1	災害への心構えを 高める		1相当 ・早期注意情報

基本 ●避難に時間を要する方は、警戒レベル3が避難の目安
●避難ができなくなる前に、早めに、安全な場所に避難する

【説明内容】

- ご覧いただいたとおり、河川の氾濫や土砂災害が発生してからでは、避難するのは困難です。
- しかし、風水害の場合は、事前に気象庁からの気象情報や、自治体からの避難情報が発表されますので、それらの情報を目安に、災害発生前に避難することができます。
- ご覧いただいている表は、風水害時に発表される情報の一覧です。
- 自治体が発表する「避難情報」（真ん中）には、それぞれ「警戒レベル」というものが設定されており、警戒レベルごとに、「住民がとるべき行動」（左側）がしめされています。
- また気象庁が発表する気象情報にも、どの警戒レベルに相当する情報か、というのが示されています。
- たとえば大雨警報や洪水警報は、「警戒レベル3相当」の情報となっています。
- 自治体が発表する避難情報は、総合的に判断されて発表されますので、大雨警報や洪水警報などが発表されたら、直ちに高齢者等避難が発表されるわけではありませんが、気象情報を踏まえ、皆さんで早めに準備・行動をしていくことが重要です。
- また、「警戒レベル5」については、すでに災害が発生している、もしくは

は発生していてもおかしくない状況を示しています。

- **そのため**、警戒レベル4までには、避難を完了させておくことが重要です。
- 特に、避難に時間がかかる要配慮者の方、高齢の方などは、必ず警戒レベル3の「高齢者等避難」が発表されるまでに、避難を開始することが重要です。
- このように、風水害の場合は、避難情報や気象情報を確認しながら、災害が発生する前に、早めに避難することが重要です。
- 以上が、風水害のときのとるべき行動になります。



【質疑応答】

- 市町職員や施設管理者なども含め、応答できる人が説明します。